社援発0619第13号
令和８年６月19日

各　都道府県知事
　　市区町村長　殿

厚生労働省社会・援護局長
（　公　印　省　略　）

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」（平成20年３月31日付け社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和８年10月１日から適用することとしたので、御了知の上、支援給付の実施に遺漏のないよう御配慮されたい。

（別紙）

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について 第１～第５（略） 第６　最低生活費の認定 １　（略） ２　一般生活費 （１）・（２）　（略） （３）　入院患者の基準生活費の算定について ア　（略） イ　入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、第１類費基準額に0.75を乗じて得た額、保護の基準別表第１第１章の１の第２類の表に定める基準額に0.　２を乗じて得た額、保護の基準別表第１第１章の４に定める特例加算（同章の１及び２により算定される額に世帯人員一人につき加える月額2,500円）の合計額（12月においては、当該合計額に期末一時支援給付費を加えた額）とすること。 （表削除）	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について 第１～第５　（略） 第６　最低生活費の認定 １　（略） ２　一般生活費 （１）・（２）　（略） （３）　入院患者の基準生活費の算定について ア　（略） イ　入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、第１類費基準額に0.　75　を乗じて得た額、保護の基準別表第１第１章の１の第２類の表に定める基準額に　0.　２を乗じて得た額、保護の基準別表第１第１章の４に定める特例加算（同章の１及び２により算定される額に世帯人員一人につき加える月額1,500円）及び次の表による年齢に応じた額の合計額（12月においては、当該合計額に期末一時支援給付費を加えた額）とすること。 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費に係る経過的加算額（月額）

ウ～ク　（略）

（４）～（９）　（略）

第７～第１０　（略）

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	**2級地－2**	2級地－2	3級地－1	3級地－2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0
18・19歳	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	0	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	190	0	0	0

ウ～ク　（略）

（４）～（９）　（略）

第７～第１０　（略）